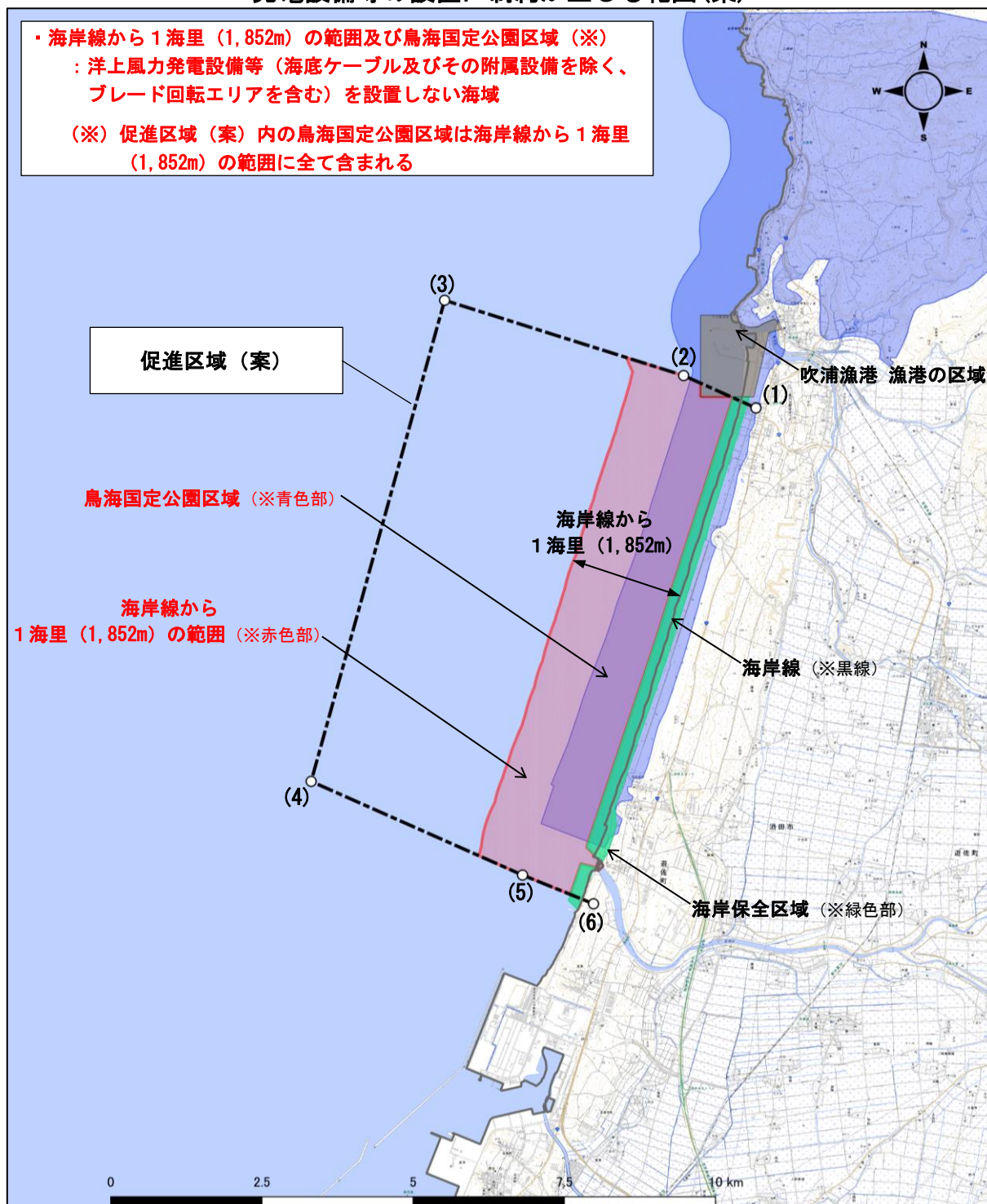


発電設備等の設置に制約が生じる範囲(案)



※促進区域(案)は(1)～(6)及び陸岸で囲まれる海域の内、漁港の区域及び海岸保全区域を除く海域。

※促進区域(案)の陸域部座標((1)、(6))は海岸線より最も近い陸上構造物(道路)上(※)に設定。

(※) 陸域部座標は、将来に渡り陸域上に設定されている必要があり、侵食される可能性が低い陸上構造物(道路)上に設定。

※海岸線及び鳥海国定公園区域は、国土数値情報(国土交通省)、吹浦漁港 漁港の区域及び海岸保全区域は、山形県提供資料に基づき作成。

※鳥海国定公園区域は国土数値情報(国土交通省)に基づくものであり、概ねの範囲を示すもの。

※海岸保全区域は、促進区域(案)の座標(1)～(6)及び陸岸で囲まれる海域内に指定されている区域(遊佐海岸(比子地区海岸、菅里地区海岸)の区域)のみ記載。